

津市保育業務支援サービスにかかる仕様書

令和7年12月

津市

1 名称

津市保育業務支援サービス（以下「本サービス」という。）

2 目的・方針

津市の公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）への保育業務支援システム（以下「本システム」という。）の導入により、保育所等利用者の利便性を向上させると共に、職員の業務負担の軽減を図ることを目的とし、本システムの構築及び、これに伴う付帯作業を提供する。

3 提供内容

主な提供内容は下記のとおりとする。

- (1) クラウド利用環境での提供
- (2) システム構築作業（基本設計、詳細設計、システム構築）
- (3) 各種操作マニュアルの作成及び操作研修の実施
- (4) 運用及び保守の実施

4 システム稼働期間

令和8年3月1日から令和12年2月28日までとする。

5 対象施設

令和7年度（令和8年3月）に導入を予定している保育所等は以下のとおり。

施設名称	施設の種類	所在地	利用定員
栗真保育園	保育所	栗真小川町 274 番地	50
立誠保育園	保育所	島崎町 137 番地 130	90
観音寺保育園	保育所	観音寺町 604 番地 74	85
相愛保育園	保育所	相生町 77 番地	45
高洲保育園	保育所	高洲町 12 番 31 号	45
中央保育園	保育所	中央 8 番 8 号	120
乙部保育園	保育所	寿町 12 番 5 号	50
橋南保育園	保育所	船頭町津興 1691 番地	90
雲出保育園	保育所	雲出本郷町 1165 番地	94
北口保育園	保育所	久居北口町 554 番地	150
野村保育園	保育所	久居野村町 568 番地 4	120
ひとみね保育園	保育所	久居一色町 934 番地	130
こべき保育園	保育所	久居元町 2314 番地 17	135
北部保育園	保育所	久居北口町 859 番地 3	70
千里ヶ丘保育園	保育所	河芸町千里ヶ丘 15 番地 1	80
安濃保育園	保育所	安濃町曾根 710 番地 2	170
川合保育園	保育所	一志町八太 1017 番地 1	150

八知保育園	保育所	美杉町八知 5516 番地 1	45
津みどりの森こども園	認定こども園	神戸 332 番地 1	225
河芸こども園（乳児棟）	認定こども園	河芸町上野 3130 番地	118
河芸こども園（幼児棟）	認定こども園	河芸町上野 2963 番地	
芸濃こども園	認定こども園	芸濃町椋本 6148 番地	240
香良洲浜っ子幼稚園	認定こども園	香良洲町 5722 番地	192
一志こども園	認定こども園	一志町高野 1451 番地	245
白山こども園	認定こども園	白山町南出 493 番地	240

6 留意事項

- (1) 申込者は、本市の情報セキュリティポリシーに準じた情報セキュリティ対策を講じること。
- (2) 本システムで使用するアクセス回線および利用者端末は、本市が別途調達するものとする。
- (3) 申込者は、本業務を通じて知り得た情報の取扱いに十分留意し、ほかに漏洩等が行われないようにすること。また、知り得た機器構成の内容、本システムの概要及びデータ等については、第三者に公表してはならない。機密保全、情報公開に関わる全ての事項については本市の指示に従うこと。このことは、本契約が終了した後においても同様とする。

7 システム要件

(1) 基本要件

- ア 保育所等を運営する地方公共団体や私立保育所又は認定こども園を複数運営する法人において、導入及び運用実績があるパッケージシステムとすること。
- イ クラウドサービスであること。（本市の庁舎内にサーバ機器は設置しない）
- ウ 以下の動作環境で正常に動作するシステムであること

【パソコン】

OS : windows11以降

ブラウザ : Microsoft Edge最新版 または Google Chrome最新版

【タブレット・スマートフォン端末】

OS : iOS16以降、iPadOS16以降またはAndroidOS16以降

ブラウザ : Safari最新版 または Google Chrome最新版

(2) 個別機能要件

- ア 保育に関する計画・記録に関する機能を有すること。
- イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能を有すること。
- ウ 保護者との連絡に関する機能を有すること。

なお、本システムに要求する詳細な機能要件は、別紙「保育業務支援システム機

能要件一覧」を参照すること。

(3) ネットワーク要件

ア 津市健康福祉部保育こども園課（以下「所管課」という。）、保育所等及び保護者が利用する機能はインターネット回線から利用できること。

また、管理する情報を所管課と保育所等で共有できること。

イ インターネット接続にあたっては、暗号化など必要なセキュリティ機能を確保すること。

(4) セキュリティ要件

ア 個人情報を含むすべてのデータは利用者端末側に保持せず、データセンター側（クラウド）にて保持すること。

イ データは日本国内に所在するデータセンターで管理し、情報漏洩や改ざんの防止、個人情報の管理等に関して必要なセキュリティ対策を取ること。

ウ 特定の権限を有する所管課専用アカウントを利用し、園をまたいだ統合的な管理がされること。また、ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができ、ID ごとに詳細な権限（閲覧権限／更新権限）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニュー表示、データの取扱いが制御されること。

エ 保護者が利用する機能は、会員登録済のユーザ以外は利用不可とし、会員であっても、所属する園で取り扱っている情報及び自身の子供の情報以外の閲覧、利用ができないようにすること。

8 導入に関する要件

(1) セットアップ・導入フォロー

申込者は、本システム利用に必要な一括データ登録及び利用者権限等の設定について、必要に応じ適時フォローを行うこと。

(2) 研修要件

ア 所管課及び保育所等の本システム利用者に対して、本システムの運用及び操作研修を必要に応じ適時実施すること（WEBでも可とする。）。

イ 上記アの研修で利用する研修マニュアルを作成すること。

9 保守・運用に関する要件

(1) 運用時間

通年24時間365日常時とする。但し、システム保守等のため運用停止期間が必要となる場合は、保育所等の開所時間以外で設定することとし、事前に本市へ申し入れること。

(2) アクセス監視

本システムのアクセスログを保存し、必要に応じて報告、アクセスログの開示を本市に対して行うこと。

(3) バックアップ要件

ア 管理するデータが消失しないよう、サーバのバックアップを取得し、1日単位でバックアップデータからの復旧がされること。

イ 障害発生時は本市の承認の後、指定したバックアップデータから速やかに復旧できること。

(4) 問い合わせ対応

ア 職員向けの操作等の問合せ窓口として、ヘルプデスクを設置すること。

イ 問合せ窓口では、固定電話、携帯電話からの問合せを可能とし、平日 9：00～17：00 の時間帯でオペレーターが対応すること。

ウ 電子メールによる問い合わせは24時間受付すること。

エ 保護者が保護者ページ利用に関して直接問い合わせできるよう保護者ページ内に問い合わせフォームを設置し、問い合わせに対応すること。

(5) システム保守

ア 本システムの保守は別途費用（出張費等）を要求することなく実施すること。

イ 不調が予見される事象を発見した場合は、本市と協議した上で、速やかに予防保守を実施すること。

ウ 保育関連の制度改正にあわせて本システムのバージョンアップを実施し、最新制度に対応したシステムを利用できるようにすること。

エ 利用端末のOSやブラウザ等のバージョンアップに隨時対応し、本システムが利用可能な状態を維持すること。

オ その他保守サポートについて、機能追加など有効な提案があれば併せて提案すること。

(6) 障害保守

ア 対応窓口を設置すること。

イ 初期対応として、速やかに原因調査を実施し、発生箇所（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等）の切り分けを実施し、本システムに起因する場合は復旧の見込み時間を所管課に速やかに報告すること。

ウ 情報の採取、データ整合性・不具合調査、データ復旧等を速やかに行うこと。また、バックアップデータからの復旧が必要な場合は、その作業を速やかに行うこと。

10 その他

(1) 本仕様書に記載のない事項については、その都度、本市と申込者双方が協議し決定するものとする。

(2) 本業務の進め方に係る協議や進行管理・成果等について、常に本市と連携を図り、情報共有を行いながら、適切な業務が遂行されるよう、必要に応じて隨時打ち合わせを行うこと。